正 前

## 国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)

(前略)

(年次休暇以外の休暇)

員(第6号及び第7号に掲げる場合にあっては、6 月以上の契約期間が定められている者又は6月以上 継続勤務している者に限る。) に対して当該各号に 掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

 $(1) \sim (5)$ (略)

(6) 有期雇用教職員の親族(国立大学法人京都大学 教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成 16年達示第83号。以下この号において「勤務 時間等規程」という。) 別表第5の親族の欄に掲 げる親族に限る。) が死亡した場合で、葬儀、服 喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行 事等のため勤務しないことが相当であると認めら れるとき 勤務時間等規程第27条第12号に規 定する休暇の例による期間

 $(7) \cdot (8)$ (略)

 $2\sim4$ (略) (後略)

## 国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)

(前略)

(年次休暇以外の休暇)

第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職 員(第6号及び第7号に掲げる場合にあっては、6 月以上の契約期間が定められている者又は6月以 上継続勤務している者(第7号にあっては、1週間 の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の 期間によって勤務日が定められている時間雇用教 職員で1年間の勤務日が120日以下である者を 除く。) に限り、第9号に掲げる場合にあっては、 別表第3に掲げる者を除く。) に対して当該各号に 掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

 $(1) \sim (5)$ (略)

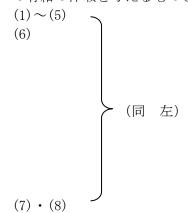
(6) 時間雇用教職員の親族(国立大学法人京都大学 教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成

(年次休暇以外の休暇)

改

第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職 第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職 員(第7号に掲げる場合にあっては、6月以上の契 約期間が定められている者又は6月以上継続勤務し ている者に限る。) に対して当該各号に掲げる期間 の有給の休暇を与えるものとする。

正



(9) 有期雇用教職員が結婚する場合で、結婚式、旅 行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等の ため勤務しないことが相当であると認められると き 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1 月を経過する日までの期間内における連続する5 暦日の範囲内の期間

(同 左)  $2 \sim 4$ 

(年次休暇以外の休暇)

第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職 員(第7号に掲げる場合にあっては、6月以上の契 約期間が定められている者又は6月以上継続勤務 している者(1週間の所定勤務日数が2日以下であ る者又は週以外の期間によって勤務日が定められ ている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120 日以下である者を除く。)に限り、第9号に掲げる 場合にあっては、別表第3に掲げる者を除く。)に 対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与え るものとする。

 $(1) \sim (5)$ - (同 左) (6)

16年達示第83号。以下この号において「勤務時間等規程」という。)別表第5親族の欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 勤務時間等規程第27条第12号に規定する休暇の例による期間

 $(7) \sim (9) \qquad (略)$ 

 $2 \sim 4$  (略)

(後 略)

(7)~(9) (同 左)

(10) 時間雇用教職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5暦日の範囲内の期間

2~4 (同 左)

附則

この規則は、平成31年2月1日から施行する。